

# 平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	9	府省庁名 農林水産省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( )	
要望項目名	植林費の損金算入の特例の延長	
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 造林するための植林費（種苗費、植栽費、地拵え費及び補植費）を支出した場合、山林資産として計上され、伐採時に売上原価に計上。</p> <p>・特例措置の内容 森林施業計画に基づき、造林するための植林費（種苗費、植栽費、地拵え費及び補植費）を支出した場合には、その支出した金額の100分の35に相当する金額以下の金額で当該法人が損金経理をしたものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができる。 対象となる植林費について、当該植林費から資本金又は出資金の額が1億円を超え、かつ、従業員の数が300人を超える法人が交付を受ける補助金等に係る植林費を除外する。</p>	
関係条文	〔 措法第52条、68条の38、措令第29条の7、39条の67、措規第20条の23、地法第23条、51条、292条、314条の6 〕	
減収見込額	(初年度) - (▲28) (平年度) - (▲28) (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 林業生産活動を通じた伐採、植林が計画的に行われることにより、森林の有する、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、木材の供給等の多面的機能の発揮を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 森林の有する国土の保全、水源のかん養等の多面的機能は広域性を有しており、その確保は全国的な課題である。</p> <p>② このため、森林法に規定される森林計画制度において、森林所有者等が経営する森林について自発的に森林施業計画を作成し、一定の要件を満たす場合に市町村長の認定を受ける制度を設け、長期的な方針に基づく森林施業の推進を図ることとしている。</p> <p>③ 植林は、このような森林の有する諸機能を発揮させるための基礎となるものであり、特に、森林吸収目標3.8%を達成することが国際的な責務となっており、植林・保育により森林資源の維持・再生を図ることが重要な課題となっている。</p> <p>④ 我が国の森林資源は、戦後、積極的に人工林を造成してきた結果、今後は伐採可能な高齢級（50年生以上）の森林が急激に増加することから、法人の植林に対するインセンティブを与える本税制の延長が必要である。</p>	
本要望に対応する縮減案	-	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》 森林の有する多面的機能の発揮</p>
	政策の達成目標	森林施業計画に基づく計画的な森林施業を推進し、地球温暖化防止に係る京都議定書の履行に必要な森林による二酸化炭素吸収量の確保を含め、森林の有する多面的な機能の持続的な発揮を図ること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成23年4月1日～平成25年3月31日（2年間）
	同上の期間中の達成目標	平成23～24年度の2年間において、以下の達成を目標とする。（2年間合計の数値） 森林造成面積 9.3万ha
	政策目標の達成状況	民有林における人工造林面積は、毎年約2万ha確保されており、林業生産活動を通じた植林が計画的に行われることにより、森林の有する、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、木材の供給等の多面的機能の発揮が確保されている。
有効性	要望の措置の適用見込み	平成23年度 件数45件（対象者179）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>本特例措置の適用対象者は、中小企業を中心とした主に林業関係の法人であり、税制特例の対象者は広範（約2万社）であることから、特定の者に偏ってはいない。</p> <p>近年、木材価格の低下による伐採の先延ばしや、林業経営を営む法人の約7割が赤字法人であることから、特例措置の適用件数は低位に留まっているが、今後、人工林資源が利用期を迎え、伐採面積の増大の可能性も高まると見込まれることから、主伐後の植栽を担保する観点からも本制度は必要である。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>① 森林整備事業（補助事業） 1,182億円の内数</p> <p>② 造林関係融資制度（日本政策金融公庫）</p> <p>③ 森林整備地域活動支援交付金</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	いずれも、森林整備を推進し、森林の多面的機能を確保するための施策であるが、要望項目は、森林・林業を取り巻く状況が厳しい中で、これらの施策と併せて講ずることにより、企業による植林の確保を図ることを目的としている。
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置は、長期間固定化する費用の早期回収を図ることにより、法人のキャッシュフローを改善し、植林を推進するものであり、補助金や金融による個々の支援とは別に、税制によりインセンティブを付与することにより、広く効果を発揮できる的確な措置と考えられる。</p> <p>また、林業経営は長期にわたるものであり、植林後にも除伐等の保育経費が必要であるが、本特例措置の対象経費は植林費のみに限定しており、必要最低限の措置としている。</p> <p>さらに、平成21年度からは、大規模法人への特例措置の適用に一定の制限を設けるなど、中小企業の振興に重点をおいた点で政府の方針にも合致した措置である。</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成19年度 41件、23百万円（対象者164）  平成20年度 40件、18百万円（対象者160）  平成21年度 42件、26百万円（対象者169）</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例措置の適用対象者は、中小企業を中心とした主に林業関係の法人であり、税制特例の対象は広範であることから、特定の者に偏っていない。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>平成19～20年度の2年間において、以下の達成を目標とする。（2年間合計の数値）  森林造成面積 9.3万ha</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成20年度は、目標4.7万haに対し、実績3.2万haであり、68%の達成率となっている。この主な要因としては、外国産材との競合等を背景として立木価格が低下していることによるものである。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>S 58 創設 損金算入率 27/100  S 62 損金算入率 27/100 → 25/100  H 9 損金算入率 25/100 → 30/100  H 13 損金算入率 30/100 → 35/100</p>
<p>ページ</p>	<p>9 — 3</p>